

○柏市食品衛生法施行条例

平成19年12月26日

条例第50号

改正 平成20年9月30日条例第31号

平成23年12月21日条例第39号

平成24年12月26日条例第56号

平成26年3月28日条例第11号

平成27年3月25日条例第10号

令和2年3月19日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例56・一部改正)

第2条 削除

(令2条例15)

(許可証及び許可済証)

第3条 市長は、法第55条第1項の規定により営業の許可をしたときは、当該営業の許可を受けた者に対し、規則で定めるところにより、当該営業が令第35条第2号に掲げる営業（以下「自動販売機を利用して行う営業」という。）以外の営業である場合は許可証を、当該営業が自動販売機を利用して行う営業である場合は許可済証を交付するものとする。

(令2条例15・一部改正)

(許可証及び許可済証の書換え交付及び再交付)

第4条 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者（法第56条第1項の規定により許可営業者の地位を承継した者を含む。以下この条及び附則第5項から第7項までにおいて同じ。）（自動販売機を利用して行う営業以外の営業の許可を受けた者に限る。）は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、市長に許可証の書換え交付を申請し、その書換え交付を受けることができる。

2 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者（自動販売機を利用して行う営業以外の営業の許可を受けた者に限る。）は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、市長に許可証の再交付を申請し、その再交付を受けることができる。

3 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者（自動販売機を利用して行う営業の許可を受けた者に限る。）は、許可済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、市長に許可済証の再交付を申請し、その再交付を受けることができる。

（令2条例15・一部改正）

（許可証の返納）

第5条 第3条又は前条第1項若しくは第2項の規定により許可証の交付又は書換え交付若しくは再交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可証の再交付を受けた者が亡失した許可証を発見したとき。

(2) 営業の許可を取り消されたとき。

第6条 削除

（令2条例15）

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準）

第7条 令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置に関する基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

(平24条例56・追加, 平26条例11・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24条例56・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に食品衛生法施行条例（平成12年千葉県条例第3号）及び食品衛生法施行細則（昭和62年千葉県規則第19号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。ただし、この条例の施行前に食品衛生法施行細則第10条第1項の規定によりされた食品営業許可証の交付（自動販売機を利用して行う営業の許可に係るものに限る。）については、この限りでない。

3 この条例の施行前に食品衛生法施行細則第10条第1項の規定により食品営業許可証の交付を受け、前項本文の規定によりこの条例に基づき許可証の交付を受けたものとみなされた者は、第3条又は第4条第1項若しくは第2項の規定により初めて許可証の交付又は書換え交付若しくは再交付を受けるまでの間にあつては、規則で定めるところにより、市長に許可証の交付を申請し、その交付を受けることができる。

4 前項に規定する許可証の交付を受けたものとみなされた者に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から1年を経過する日又は前項、第3条若しくは第4条第1項若しくは第2項の規定により許可証の交付、書換え交付若しくは再交付を受ける日のいずれか早い日までの間における別表第2項第13号の規定の適用については、同号中「掲示すること」とあるのは、「掲示するよう努めること」とする。

(平20条例31・一部改正)

5 この条例の施行前に法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者（自動販売機を利用して行う営業の許可を受けた者に限る。）は、第3条の規定により初めて許可済証の交付を受けるまでの間にあつては、規則で定めるところにより、市長に許可済証の交付を申請し、その交付を受けることができる。ただし、第3条の許可済証の記載事項

と同一の事項が記載されているものであって、市長が認めるものを有しているときは、この限りでない。

- 6 この条例の施行前に法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者（自動販売機を利用して行う営業の許可を受けた者に限る。）に係る当該営業については、別表第3項第11号の規定は、施行日から1年を経過する日又は前項若しくは第3条の規定により許可済証の交付を受ける日のいずれか早い日までの間は、適用しない。

（平20条例31・一部改正）

- 7 この条例の施行前に法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者（自動販売機を利用して行う営業の許可を受けた者に限る。）であって、施行日から1年を経過する日までの間に第5項又は第3条の規定により許可済証の交付を受けていないものに係る第5項又は第3条の規定により許可済証の交付を受ける日のいずれか早い日までの間における別表第3項第11号の規定の適用については、同号中「第3条の許可済証」とあるのは、「第3条の許可済証の記載事項と同一の事項が記載されているものであって、市長が認めるもの」とする。

（平20条例31・一部改正）

附 則（平成20年条例第31号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第56号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第11号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第6条の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）
附則第5条の規定により改正法第1条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第50条の2第2項に規定する公衆衛生上必要な措置について改正法第1条の規定による改正前の食品衛生法第50条第2項の規定により定められた基準によることとされる場合には、この条例による改正前の柏市食品衛生法施行条例第2条並びに別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。